

東京大学大学院経済学研究科 学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員）の募集について

本研究科附属金融教育研究センターでは、学術専門職員を下記の要領で募集します。

1	職名及び人数	学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 1 名
2	契約期間	2026年10月1日から2027年3月31日（契約開始時期は応相談）
3	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。ただし、更新回数は10回、在職できる期間は、2036年9月30日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4	試用期間	採用日から14日間 給与・待遇に変更無し
5	就業場所	東京大学大学院経済学研究科 附属金融教育研究センター（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6	業務内容	「金融教育研究センター」にかかる以下の業務。 なお、英語で遂行する業務を含む。 (1) コンファレンスやセミナー等の事務局運営（告知、ロジスティクス、会場運営等） (2) 教員・研究者のサポート業務（会計・庶務書類作成、関連研究会の運営と環境整備、刊行物の作成等） (3) その他金融教育研究センター支援室の業務全般の支援を、個人の専門的知識、経験に基づき包括的に行う。 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
7	就業日・就業時間 休憩時間	週5日（月曜日～金曜日）、1日7時間 9：15～17：00(12:00～12:45休憩) ※時間外労働を命じることがある。
8	休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
9	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。
10	給与・手当等	時給 1,800 円～2,400円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 ※将来的に増額改定があり得る。 通勤手当有（原則55,000円／月までを、支給要件を満たした場合に支給）、超過勤務手当 東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規定等の定めによる。

11	社会保険等	法令の定めるところにより、健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
12	応募資格	(1) 大学教員、研究者の研究活動の支援に意欲を持って取り組めること。 (2) 周囲と円滑なコミュニケーションを取り、問題に対し柔軟かつ前向きに対応し、未経験の仕事にもフットワーク軽く、責任感を持って取り組めること。 (3) Word, Excel, PowerPointが操作できること (4) 英語を用いた業務対応（読み書きおよび会話）が可能であること。
13	提出書類	以下の書類を各1部作成。 (1) 履歴書（本学様式をhttps://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.htmlからダウンロードの上使用のこと。記入例は同ページ「記入例6（一般職員）」を参照） ◆連絡は原則としてすべてEmailで行いますが、念のため、平日の日中に連絡のとれる電話番号も必ずご記入ください。 (2) 職務経歴書（書式自由） ※ただし(1)は必須、(2)は任意提出とします。
14	提出方法	全ての書類をPDFとして、以下のメール送付先に記載のアドレス宛に電子メールで提出（メール件名は「金融教育研究センター学術専門職員応募+氏名」とすること。原本は後日提出する場合がありますので保管しておくこと。） メール送付先：carf-info[at]e.u-tokyo.ac.jp ※メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。 ※任意のパスワードを設定し送付することを推奨します。 ※メールの場合、2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
15	応募締切	2026年7月17日（金）17：00必着。 書類選考のうえ、合格者に対し、7月下旬以降に随時対面で面接を実施予定。面接にお進み頂く方にはEmailでご連絡いたします。
16	問い合わせ先	東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター e-mail：carf-info[at]e.u-tokyo.ac.jp（お問い合わせはEmailでお願いいたします。）
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・応募に係る提出書類は、返却しません。本応募の用途に限り使用し、個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。